



さくら

# ハンズ通信

編集発行

(株)ハンズホールディングス

〒860-0811

熊本県熊本市本荘6丁目8-7

TEL. 096 (375) 4340

FAX. 096 (375) 4341

4月

(卯月) APRIL

29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

## ワンポイント 職務発明制度の見直し

従来、従業者による職務上の発明の特許を受ける権利は発明者に帰属していましたが、本年4月からは使用者が従業者に対して予め職務発明規程等に基づいて帰属の意思表示をした場合には、権利は発明が生まれたときから使用者に帰属します。一方、従業者には、相当の利益を受ける権利があります。

## 4月の税務と労務

- 国 税 / 3月分源泉所得税の納付 4月11日
- 国 税 / 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月2日
- 国 税 / 8月決算法人の中間申告 5月2日
- 国 税 / 5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 5月2日
- 地方税 / 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付  
市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 地方税 / 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 4月1日～4月20日  
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税 / 軽自動車税の納付  
市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 労 務 / 労働者死傷病報告(休業4日未満:1月～3月分) 5月2日

# 企業の設備投資動向



企業の設備投資について、製造業・非製造業など国内の設備投資動向や研究開発費、人手不足への対応、海外の設備投資動向はどうなっているのでしょうか。日本政策投資銀行の調査を基に見ていきたいと思います。

## I 国内設備投資動向

二〇一四年度の国内設備投資動向（実績）は、六・三%増で三年連続の増加となっています。製造業では電気機械や一般機械などが減少したものの、自動車、化学、鉄鋼などが増加し、全体

では三・七%増と二年振りで増加に転じています。非製造業は、不動産や運輸などが牽引し、七・五%増と三年連続で増加しています。

二〇一五年度の国内設備投資動向（計画）は、全産業で二・三・九%増、製造業は二・四・二%増、非製造業は八・七%増といずれも増加し、非製造業は堅調に推移するとともに製造業が牽引して全産業では四年連続で増加となる見込みです。

以下、二〇一五年度の具体的な動向を見ていきます。

### ■製造業の設備投資動向①

製造業では、電気機械や自動車、一般機械が牽引し、鉄鋼以外の主要業種はすべて増加しています。

電気機械は、スマートフォンや車載向けの半導体、ディスプレイなどが増加するほか、データセンター新設などで大幅増となる予定です。

自動車では、完成車、自動車部品ともエコカー関連を中心とした新製品・製品高度化分野が牽引します。

### ■製造業の設備投資動向②

部材・中間材や資本金材などの分野での投資が拡がります。最終材では航空機やスマートフォンなど、海外の企業が国際市場で大きなシェアを有する品目が多くなっています。

最終材の生産に不可欠な素材・部材や、中間材・資本金材の分野での競争力は高くなっています。

新興国の経済発展により、世界的な航空機やエコカー、スマートフォンなどの需要拡大が続いています。

こうした動きは、部品や部材を生産する日本の製造業の需要拡大や円安によるコスト競争力の改善も相まって、設備投資の増加に結びついています。

### ■非製造業の設備投資動向①

非製造業では、電力・ガス、運輸、不動産などのインフラ関連の投資が増加しています。

鉄道の高速度化・首都圏鉄道関連、高速道路の整備、航空機や船舶関連の投資のほか、競争力向上・多様化に伴う商業施設や物流施設への投資が継続しています。

都心部を中心とした開発物件も増加が続いています。

### ■非製造業の設備投資動向②

電力安定供給や鉄道の安全対策、高速化関連のほか、都心部を中心とした不動産開発物件などが増加しています。

消費の多様化に対応した投資や二〇二〇年の東京五輪も見据えたインフラ関連投資などが非製造業の設備投資を牽引しています。

都心部における圏央道の整備で圏央道周辺に物流施設や工場建設の動きが激しく、物件自体が不足してきています。

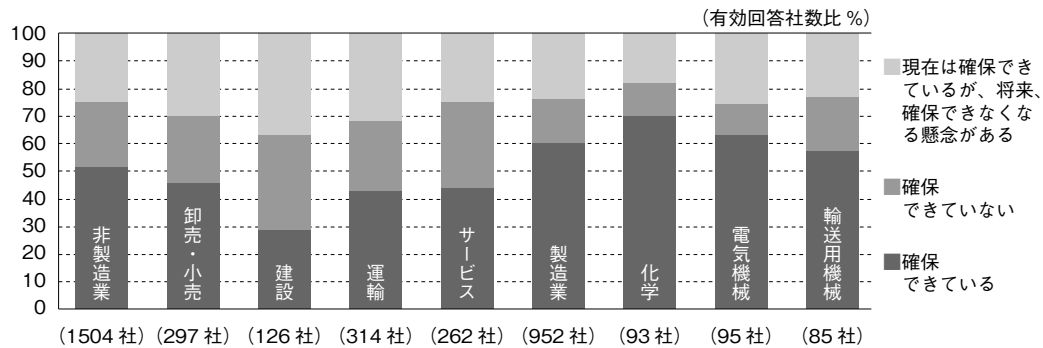
## II 製造業の設備投資動向

製造業の設備投資動向では「維持・補修」のウェイトが最も高いものの、二〇一五年度計画では前年と比べて低下する見込みとなっています。

「能力増強」も低下する見通しで、生産設備の増加に対しては慎重姿勢が続いていますが、新製品・製品の高度化や研究開発といった前向きな設備投資の割合が上昇する見通しです。

製造業の概ね七割の企業は、

## 人手不足の状況（中堅企業）



必要な維持・更新投資を実施し、競争力や生産性を維持しています。また、加工型業種、素材型業種ともに二割の企業が、今後更新投資の増額を必要としており、潜在的な設備投資意欲があることを示しています。

その一方で、廃止・縮小が必要とする企業は一割弱となっています。

### III 人手不足の状況

人手不足感は業種により差が見られますが、足元の不足感よりも将来、人員確保ができなくなることを懸念しています。

中堅企業の場合、業種別では、建設業や運輸、サービス、卸・小売で雇用の不足感が高くなっています（上図参照）。

#### ■ 人手不足への対応

雇用拡大による対応では、外国人よりも女性や高齢者の雇用を優先する姿勢が見られます。

待遇改善とともに、残業やシフト変更といった現行人員での対処を掲げる企業も多くなっています。

また、省力化投資による対

応も、今後の対応策として、特に製造業において大きなウエイトを占めています。

### IV 研究開発費

設備投資と同様に研究開発費も伸びが高まっています。

二〇一五年度の研究開発費（計画）は、全産業で六・〇%増、主要業種では輸送用機械六・二%増、電気機械六・五%増などとなっています。

輸送用機械では、次世代自動車の開発のほか、安全技术や環境技術などに注力しています。

電気機械では、業績回復に伴い中核となる事業や成長分野における研究開発を推進する動きがあります。

### V 情報化投資

情報化投資も高い伸びを示しています。

二〇一五年度の情報化投資（計画）は、全産業で一八・七%増、うち製造業は一九・七%増、非製造業で一七・八%増。

卸・小売など非製造業では、顧客サービスの拡充のために情報化投資を積極的に行っており、

設備投資計画と比べて伸び率も高くなっています。

### VI 海外設備投資動向

二〇一五年度の海外設備投資（計画）は、全産業で五・八%増と見込まれています。

製造業では、自動車の投資が落ちつくものの、一般機械や化学、電気機械の増加により、プラスの計画となっています。

非製造業では、不動産や小売業による海外展開が牽引し、六年連続で増加する予定です。

### VII 成長市場への取組み

国内の成長市場については、製造業では次世代自動車関連、医療・健康など、非製造業では、再生可能エネルギーとなっています。

海外市場では、製造業は国内と同様に次世代自動車関連、非製造業ではインフラ関連に注力する企業が多くなっています。

なお、海外進出では、中国の経済低迷や人件費高騰などでインド、インドネシア、タイ、フィリピンなどに進出する企業が増えています。

早めの活用を！

# 生産性向上設備投資促進税制

平成二十六年年度税制改正で経済対策の柱として設けられた「生産性向上設備投資促進税制」は、二十八年年度に制度を縮減し、二十九年度に廃止されます。

そこで、適用期限があと一年と迫る本制度を有効活用するため、ポイントを再確認してみますので、参考にして下さい。

## 1 創設の趣旨

同制度は、「民間投資等活性化のための与党税制改正大綱（平成二十五年十月）」で、次のように説明されています。

「企業の設備投資の水準は、長きに亘って減価償却費やキャッシュフローの範囲内に留まってきた。このため、設備は老朽化・劣化し、生産性の伸び悩みの要因となっている。こうした状況を打破するため、生産性の向上につながる設備、具体的には生

産性の高い先端的な設備への投資や、生産ラインやオペレーションの改善のための設備への投資を対象に、即時償却又は税額控除ができる制度を創設する」。このような政策的見地もあるもので、是非、活用したいものです。

## 2 制度の概要

(1) 生産性向上につながる設備投資の税負担軽減

生産性を向上させる先端設備及び生産ラインやオペレーションを改善する設備を取得等した場合、図表1のとおり、特別償却又は税額控除（当期の法人税額の二〇%を上限）のどちらかを適用できる制度です。

〈生産性向上設備投資促進税制の対象設備〉

この制度の対象設備は、先端設備と生産ラインやオペレーシ

〈図表1〉生産性向上設備投資促進税制の内容

		取得日		
		平成26年 1月20日 ～平成28年 3月31日	平成28年 4月1日 ～平成29年 3月31日	
選択適用	特別償却	下記以外	即時償却	50%特別償却
		建物、構築物		25%特別償却
	税額控除	下記以外	5%	4%
		建物、構築物	3%	2%

ン改善設備で、それぞれの要件は次のとおりです。

① 「先端設備」＝図表2の最新モデルの要件及び取得規模の要件を満たし、旧モデルと比べて年平均一%以上生産性を向上させるもの。

② 「生産ラインやオペレーションの改善設備」＝図表2の取得規模の要件を満たし、かつ設備投資計画案（税理士等の確認が必要）の投資利益率が五%以上（中小企業者等以外は一五%以上）のもの。

(2) 中小企業投資促進税制

中小企業者等が機械などを購入した場合、取得価額の三〇%の特別償却又は取得価額の七%の税額控除のどちらかを適用できるとともに、生産性向上に役立つ設備の導入について拡充措置が図られています（図表3）。

## 3 Q & A

Q1 設備の修繕等を行った場合も対象となりますか。

A1 設備の修繕等は対象ではありません。ただし、建物にあっては、その修繕等が資本的支出に該当するものは対象と

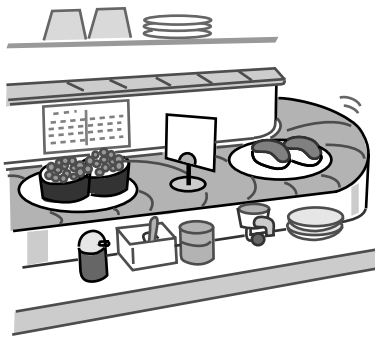
〈図表2〉対象設備の要件

	先端設備 最新モデルの要件	先端設備及び生産ラインやオペレーション改善設備 取得規模(取得価額)の要件
機械装置	販売開始10年以内	1台または1基:160万円以上
工具	〃 4年以内	それぞれ1台または1基:120万円以上(それぞれ1台 または1基が30万円以上で、かつ一事業年度の合計額 が120万円以上のもを含む)
器具備品(サーバーは 中小企業者等のみ)	〃 6年以内	
建物、建物附属設備	〃 14年以内	それぞれ120万円以上(建物附属設備については、一 の取得価額が60万円以上で、かつ一事業年度における その取得価額の合計額が120万円以上のもを含む)
ソフトウェア(中小企 業者等に限る)	〃 5年以内	一つが70万円以上(一つが30万円以上で、かつ一事業 年度の合計額が70万円以上のもを含む)

〈図表3〉中小企業投資促進税制の内容

区 分	特別償却		税額控除	
	生産性向上設備	その他の設備	生産性向上設備	その他の設備
資本金3,000万円以下の法人	100%	30%	10%	7%
資本金3,000万円超1億円以下の法人			7%	適用なし
※適用時期	平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に対象資産 の取得等をした場合に適用されます。			

※生産性向上設備とは、2(1)〈生産性向上設備投資促進税制の対象設備〉の①、②と同じ要件を満たす設備です。



なりません。  
**Q2** 本制度の対象となる生産等設備とは、どのような設備をいうのですか。  
**A2** 生産等設備とは、例えば、製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗又は自動車整備業を営む法人の作業場のように、その法人が行う生産・販売・役務提供活動その他収益を確保するために行う活動の用に直接供される減価償却資産で構成されるものです。したがって、例えば、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等

は対象外です。  
**Q3** 中古の機械等は対象となりますか。  
**A3** 対象とはなりません。  
**Q4** 同一企業が、設備単位で即時償却と税額控除を使い分けることはできますか。  
**A4** できません。例えば、X機械は「即時償却」、Y機械は「税額控除」と、同じ資産分類内であっても、設備単位で使い分けができません。  
**Q5** 先端設備について工業会等から発行される証明書は、設備を導入する前の日付で発行されたものでなければならぬのですか。  
**A5** 設備導入後に発行されたものであっても、機械装置などの設備が最新モデルであること、生産性向上要件を満たしていることを証明するために利用できます。  
**Q6** 生産ライン設備等について経済産業局に申請後、確認書の発行までは、どの程度の期間が掛かりますか。  
**A6** 一か月を目途とされていますが、余裕をもって申請した方が安全です。



使用者は、労働者に対し、原則として法定労働時間(注1)を超える労働をさせてはならず、また、休日については法定休日(注2)を確保しなければならぬとされています。

ところが、臨時的業務の発生や繁忙期の作業などのため、やむを得ず法定労働時間を超える労働や、法定休日の労働をさせる必要が生じることもあります。そのような場合は、あらかじめ労使間で書面による協定(労働基準法三十六条に基づいて締結する協定)、「三六協定」を締結し、所轄労働基準監督署長に届出しておくことにより、時間外労働や休日労働をさせることが可能(労働基準法上の罰則を免れる)となります。

そこで、三六協定の締結及び届出に関し、気をつけておきたい点を説明します。  
(注1) 始業時刻から終業時刻

までのうち「休憩時間」を除いた時間をいい、一日につき八時間・一週間につき四〇時間とされています。なお、常時使用する労働者数が十人未満の事業場で、商業・映画演劇業(映画の製作の事業を除く)・保健衛生業・接客娯楽業を営んでいる場合は、一週間の法定労働時間を四十四時間とする特例があります。  
(注2) 毎週少なくとも一日、または、四週間を通じ四日以上を与えることとされている休日をいいます。

### 一 三六協定の概要

#### ① 協定締結の単位

三六協定は「事業場単位」で締結し、各事業場を管轄する労働基準監督署長に届出をします。

したがって、会社に複数の事業場があり、各事業場で法定時間外労働や法定休日の労働をさせる場合は、本社で三六協定を締結することだけでは足りず、各事業場で三六協定を締結し、届出をする必要があります。

#### ② 事業場の規模

届出を要する事業場の規模については定めがありません。例えば、就業規則は常時十人以上の労働者を使用するときに作成・届出の義務が生じますが、三六協定の場合は、常時使用する労働者数が十人未満であっても、法定時間外労働や法定休日の労働をさせるときには、締結・届出をしなければなりません。

#### ③ 協定事項

三六協定では、次の事項について協定をします。

- ・ 時間外又は休日の労働をさせる必要のある具体的事由
- ・ 業務の種類
- ・ 労働者の数
- ・ 一日及び一日を超える一定の期間についての延長することができるとする時間
- ・ 労働させることができる休日
- ・ 有効期間

### 二 協定事項の注意点

① 協定事項のうち、注意を要する点は次のとおりです。  
時間外又は休日の労働をさ

せる必要のある具体的事由

「臨時の受注」「納期の変更」など、具体的な事由をあらかじめ定めておきます。

#### ② 業務の種類

業務の種類をできる限り細分化することにより、時間外労働をさせる必要がある業務の範囲を明確にしておくことが望ましいです。

③ 一日及び一日を超える一定の期間について延長することができる時間

時間外労働の時間(延長することができる時間)は、次の三つについて定めます。

- ・ 一日(例：一日あたり三時間)
- ・ 一日を超え三か月以内の期間(例：一か月あたり四十五時間)
- ・ 一年間(例：一年あたり三百六十時間)

延長時間は「労働時間の延長の限度等に関する基準」で限度時間が定められており、それに適合した協定となるようにします。

なお、法令で定める危険有害業務(例：坑内労働、多量

の高熱物体を取り扱う業務など)に従事する者の時間外労働の上限は、一日二時間とされています。

#### ④ 労働させることができる休日

労働させることができる休日(例:「第一日曜日、第三日曜日」と、始業・終業時刻を定めます。

法定休日の対象日を特定せず、一定期間のうち休日労働をさせる日数を定めることや始業・終業時刻の代わりに、休日労働の時間数の限度を定めることでも差し支えありません(例:「一月に二日以内、休日労働時間数十時間」)。

#### ⑤ 有効期間

有効期間は一年とすることが望ましいとされていますが、事業完了までの期間が一年未満である場合は、事業が完了するまでの期間について協定します。

### 三 特別条項

時間外労働は、前記二で触れた「限度時間」の範囲内で行うこととなりますが、臨時的に限

度時間を超えて時間外労働を行わせなければならない特別の事情が予想される場合には、「特別条項付き協定」を締結することによって限度時間を超えて延長することができます。

特別条項付き協定の注意点は次のとおりです。

#### ① 特別の事情

限度時間を超えて時間外労働を行わせることができるのは、「臨時的なもの」に限られ、一年の半分を超えないことが見込まれるものを指します。

特別条項により定める延長時間については、限度となる時間は示されておらず、労使間の自主的協議にゆだねられますが、過重労働による健康障害を防止する観点から、長時間労働とならないよう留意します。

#### ② 割増賃金の率

限度時間を超えて労働させる一定の期間(一日を超え三か月以内の期間、一年間)ごとに、割増賃金の率を定めま

す。その際、法定割増賃金率の下限(二割五分)を超えるよ

うに努めることとされています(義務ではありません)。

### 四 協定の当事者

事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合は労働組合と協定し、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者を選出して協定します。

「労働者の過半数を代表する者」とは、事業場に使用されているすべての労働者(パートタイマー、アルバイト等も含みます)の過半数を代表する者を指しますが、労働基準法に規定する管理監督者は代表者となることができないため、選出の際には注意を要します。

また、選出にあたっては、投票、挙手、労働者の話し合い等労働者の過半数がその者の選任を支持していることが明確になる民主的な手続を取りながら進めていきましょう。

### 五 届出・周知

三六協定は、労使間で協定を締結しただけでは効力が発生せず、所轄労働基準監督署長に届

出をすることで初めて有効なものとなります(時間外労働等をさせた場合でも、労働基準法の罰則の対象とならない)。

そのため、有効期間の開始日より前に届出を済ませておくことが望ましいでしょう。届出書は二部用意し、受付印が押された一部を事業場の控えとします。

なお、複数の事業場がある会社は一定要件(例:本社代表者とその会社の労働組合の長が締結した協定であること、本社と各事業場の三六協定の内容が同一であること等)を満たした場合に、本社を管轄する労働基準監督署長に一括して届け出ることもできます。

届出をした三六協定は、次のいずれかの方法により労働者に周知する必要があります。

・ 常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること

・ 書面を労働者に交付すること  
・ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者がその記録の内容を常時確認できる機器を設置すること

## マンションの第3者管理者とは

(問) 私はマンション管理組合の理事をしています。理事長から第3者管理者管理について聞かれたのですが、これは何のことでしょうか。

(答) 現在、マンション管理は、大半が区分所有者の中から選出された理事長が区分所有法上の管理者となって運営しています。

近年、所有者の高齢化・賃貸化や、建物の大規模化等による技術的高度専門化により、区分所有者の中からでは管理者を選任するのが難しくなっています。そこで、外部の専門家を管理者に就任させることができないか、ということが検討されているのです。

区分所有者でない第3者が管理者になるということで、第3者管理者(以下「第3者管理」)と呼ばれています。

(問) 区分所有者でない者を理事長＝管理者

にするのは規約違反になると思うのですが。

(答) 理事長＝管理者としているのは規約上だけであり、法律上の制限ではありません。

それらを考慮して、国土交通省が作成している標準管理規約の改訂作業が進められています。これまでも一部では規約により第3者管理を導入しているマンションもありましたが、管理会社が管理者になるなどの例で、工事発注に際して利益相反行為などの問題が生じています。

そこで、第3者管理の適正なルール作りを国交省が進めているのです。

(問) どのような専門家が第3者管理になるのですか。

(答) 弁護士、税理士、司法書士、マンション管理士などが考えられています。それぞれに一長一短があって、どれも十分とはいえません。いずれにしても、マンション管理分野での研修を行う等の強化等さまざまな対策の必要があります。

## 「老人」と思うのは70歳から

50代以上の男女に何歳からが「老人」だと思うか聞いたところ、「70歳から」という回答が62.5%でトップでした。

回答者の年代別では、50代では70.5%と7割を超えるものの、60代は61.5%、70代以上は51.8%、という結果です。逆に、「80歳から」という回答は70代以上では39.2%と約4割で、60代の29.3%、50代の16.2%を上回りました。

そして、年齢を重ねた人への呼称のうち、許容できるものを聞いたところ、「シニア」71.2%、「おじいさん・おばあさん」23.3%、「シルバー」13.6%、「エルダー」7.8%、「お年寄り」4.9%となりました。

また、自分の「見た目年齢」は「実年齢」より「5～20歳以上若い」とする回答が多く、自身の年齢は「まだ老人ではない」という意識が強いのでしょうか。

〈出所「シニアの年齢意識に関する調査」(ゆこゆこ)より〉

### がんばりつついて

中小企業の中には「成果をあげる」には、「がんばっている」ことを強調しすぎるところもあります。

「がんばり」はともすると、長時間労働で残業代を稼ぐ社風へと繋がります。

そのような社風の意識改革の提案として、  
イ 残業は事前申請にする  
ロ 何曜日は「ノー残業デー」の

日」と決め、その日は日直によるアナウンスを行う

ハ バースデー休暇を強制し仕事の段取りをつける習慣をつける

ニ 有給休暇の消化促進を行うことにより、効率をあげることとの環境づくりをする

ホ 休日出勤は振替休日に代える(一定の条件があります)  
一方、給与水準の引上げや退職金制度の創設といった、より一層の企業努力も求められます。